

# 指定地域密着型通所介護

## デイサービス コミュニティー万年青 運営規程

(事業の目的)

第1条 NPO法人ライフサポート39丹沢が開設するデイサービス コミュニティー万年青(以下「事業所」という)が行う指定地域密着型通所介護事業「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、機能訓練指導員及び介護職員(以下「生活相談員等」という。)が、要介護状態にあつては要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定地域密着型通所介護事業(以下「通所介護等」という。)を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定地域密着型通所介護事業の提供にあつては、事業所の生活相談員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 デイサービス コミュニティー万年青
- (2) 所在地 神奈川県秦野市曾屋1338番地の1

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(常勤専従)  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 従業者  
生活相談員 3名(常勤兼務2名・非常勤兼務1名)  
機能訓練指導員 4名(非常勤専従2名、常勤兼務1名、非常勤兼務4名)  
介護職員 8名(常勤兼務1名、非常勤兼務7名)  
従業者は、通所介護等の提供に当たる。
- (3) その他  
事務職員 2名(非常勤兼務1名)  
調理職員 2名(非常勤兼務2名)

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月・火・水・木・金・土とし毎週日曜日を定休日とする。ただし、12月30日から1月4日までを年末年始休日とする。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) サービス提供時間 午前9時30分から午後4時30分までとする。

(通所介護等の利用定員)

第6条 指定地域密着型通所介護事業 を次のとおりとする。

1単位 月・火・水・木・金・土曜日10名(通常規模)

(通所介護等の内容及び利用料等)

第7条 通所介護等の内容は次のとおりとし、通所介護等を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額又は秦野市通所型サービス実施規則上の額、通所介護等が法定代理受領サービスであるときは、その1割又は収入により2割又は3割の額とする。

- (1) 食事の提供
- (2) 入浴(一般浴)
- (3) 日常生活動作の機能訓練
- (4) 健康チェック
- (5) アクティビティ

2 利用者の希望によりサービス提供時間を超えて行った通所介護の費用は、30分あたり600円を徴収する。

3 食費は、昼食代700円及び、おやつ代100円を徴収する。

4 おむつ代:尿パッド:縦型おむつ:リハビリパンツ:紙おむつは、実費を徴収する。

5 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

6 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 生活相談員等は、通所介護等の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、秦野市全域とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第10条 生活相談員等は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 生活相談員等は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- (1) 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
- (2) 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。
- (3) 時間に遅れる場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

(非常災害対策)

第11条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

(指定地域密着型通所介護事業の運営推進会議の開催について)

第12条 利用者、市町村の職員、地域住民の代表者に対し提供しているサービス内容を明らかにし、事業所運営の透明性の確保やサービスの質の確保、事業所における「抱え込み」の防止及び地域との連携の確保を達成する事を目的とし6か月に1回以上開催する。

(その他運営についての留意事項)

第13条 事業所は、生活相談員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1)採用時研修 採用後2カ月以内
- (2)継続研修 年2回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 事業に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項はNPO法人ライフサポート39丹沢と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。  
(衛生管理等)

第14条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

(1) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

(苦情処理・相談窓口)

第15条 指定地域密着型通所介護の提供に係る利用者及びその家族からの苦情及び相談に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、提供した指定地域密着型通所介護に関し、介護保険法の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した指定地域密着型通所介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

附 則

この規程は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年12月15日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年7月1日から施行する。